

令和 8 年 2 月 13 日

長野県野沢温泉村「宿泊税」の新設

長野県野沢温泉村から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。
新設される野沢温泉村宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	長野県野沢温泉村
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	野沢温泉村内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税收の使途	・体験価値の向上と需要管理 ・観光産業基盤の強化 ・生活環境の改善 ・自然・文化資源の保全と継承 ・徴税経費・広報経費等
課税標準	上記施設における宿泊料金
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	宿泊料金の 5 %（ただし、制度開始 3 年間は 3.5%）
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約 1.9 億円
課税免除等	・幼稚園児、小学生から大学生までの教育活動又は研究活動としての宿泊（引率者も含む） ・認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む） ・宿泊料金が 1 人 1 泊 6,000 円未満の宿泊者
徴税費用見込額	（平年度）約 0.1 億円
課税を行う期間	条例施行後 3 年（その後は 5 年）を目途に見直しを行うこととする規定あり

- ・ 令和 7 年 11 月 28 日 野沢温泉村議会にて条例案可決
- ・ 令和 7 年 11 月 28 日 総務大臣協議
- ・ 令和 8 年 2 月 13 日 総務大臣同意
- ・ 令和 8 年 6 月 1 日 条例施行（予定）

連絡先

自治税務局企画課

担当：上田理事官、佐久間係長、大原

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。